

談合情報等対応マニュアル

NECOCO東日本

令和4年11月

目 次

第1 公正入札調査委員会の設置

P 3-4

- 1 趣旨
- 2 調査審議事項等
- 3 構成
- 4 会議
- 5 庶務
- 6 外部有識者からの意見聴取

第2 談合情報・疑義事実への対応の一般原則

P 5-7

- 1 談合情報・疑義事実の確認、記録、事務局への通報
- 2 委員会の招集及び報告
- 3 契約責任者への報告等
- 4 本社調達企画課への報告等
- 5 調査審議等
- 6 公正取引委員会及び警察庁への通報等
- 7 入札監視委員会への報告
- 8 報道機関等への対応
- 9 守秘義務

10 本マニュアルに掲り難い場合の対応

第3 入札執行前に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応

P 8-11

- 1 対応フロー
- 2 対応の仕方
 - (1) 公正入札調査委員会による調査審議
 - (2) 公正取引委員会・警察庁への通報（第一報）
 - (3) 単価表・技術提案書のチェック
 - (4) 入札参加希望者等に対する事情聴取
 - (5) 入札参加希望者等への内部調査依頼及び調査結果の収集
 - (6) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議
 - (7) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応（その疑義を払拭できない場合を含む。）
 - (8) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応

第4 入札執行後に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応

P 12-14

- 1 対応フロー
- 2 対応の仕方
 - (1) 公正入札調査委員会による調査審議
 - (2) 公正取引委員会・警察庁への通報（第一報）
 - (3) 単価表・技術提案書のチェック
 - (4) 入札参加希望者等に対する事情聴取
 - (5) 入札参加希望者等への内部調査依頼及び調査結果の収集
 - (6) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議
 - (7) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応（その疑義を払拭できない場合を含む。）
 - (8) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応

第1 公正入札調査委員会の設置

1 趣旨

入札の適正を期し、公正取引委員会との連携を図りつつ、談合等不正行為の疑いがある情報や事実（以下「談合情報・疑義事実」という。）に対して的確な対応を行うため、本社及び各支社に公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 調査審議事項等

（1）委員会は、談合情報・疑義事実があった場合には、次に掲げる事項を調査審議する。

- ① 談合情報・疑義事実に係る調査の要否の判断
- ② 事情聴取等の調査の具体的内容
- ③ 調査結果を踏まえた入札手続き等の取扱い
- ④ 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無
- ⑤ その他必要な対応

（2）委員会は、調査審議結果に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 公正取引委員会への通報等
- ② 調査審議結果の契約責任者への報告
- ③ 本社調達企画課等への報告（支社の場合）
- ④ その他必要な対応

3 構成

委員会の構成は、次表のとおりとする。

発注機関	委員長	委員	事務局
本社	経理財務部長	<ul style="list-style-type: none">・施行を担当する室、部の長・施行を担当する課又はチームの長（ただし、主幹が置かれている室又は部にあっては主幹）・調達企画課長・必要に応じて委員長が指名した者	調達企画課
支社	技術部長	<ul style="list-style-type: none">・施行を担当する部の長・施行を担当する課又はチームの長・調達契約課長・必要に応じて委員長が指名した者	調達契約課

委員長は、委員会の事務を掌理する。

委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

4 会議

委員会は、談合情報・疑義事実があった場合には、必要に応じて隨時、会議を開く。

ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

5 庶務

委員会の庶務は、委員会の事務局（以下「事務局」という。）が行う。

6 外部有識者からの意見聴取

委員会は、前記2（1）の調査審議において、学識経験等を有する公正・中立な立場の第三者（以下「外部有識者」という。）から意見を聴取するものとする。

第2 談合情報・疑義事実への対応の一般原則

1 談合情報・疑義事実の確認、記録、事務局への通報

① 談合情報の提供があった場合（例えば、電話、FAX、投書など）

調達案件について電話・投書等により談合情報が提供された場合には、社員は可能な限り、当該情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、情報の対象となっている案件名、落札予定者とされている事業者名等を記録して、直ちに事務局へ通報すること。

情報提供者が報道機関に所属する者である場合には、報道活動に支障のない範囲で情報の出所を明らかにすること。

② 新聞等の報道があった場合（例えば、新聞記事掲載、テレビ・ラジオ報道など）

調達案件について新聞等の報道により談合情報を把握した場合には、社員は当該新聞等を記録して、直ちに事務局へ通報すること。

③ 疑義事実を把握した場合（例えば、単価表に不正疑義がある、落札結果に何らかの規則性がある、入札時における入札者の行動が不自然である場合など）

調達案件について疑義事実を把握した場合には、社員は可能な限り、その内容・事実根拠をとりまとめ、直ちに事務局へ通報すること。

2 委員会の招集及び報告

事務局は、前記1により通報を受けた場合には、通報の内容を別添1にまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

なお、事務局において、談合情報・疑義事実を得た場合も、別添1をまとめ、速やかに委員会を招集し、報告を行うこと。

3 契約責任者への報告等

委員会は、談合情報・疑義事実を把握した場合、直ちに第一報を当該調達の契約責任者へ別添1により報告し、以後、対応の各段階において逐次かつ速やかに対応状況等を報告すること。

契約責任者は、委員会の報告に基づき、的確に対応すること。

4 本社調達企画課への報告等

支社の委員会は、談合情報・疑義事実を把握した場合、直ちに第一報を本社調達企画課とあわせて入札監視統一事務局へ別添1により報告し、以後、対応状況を時系列（別添2）で作成・整理し、対応の各段階において逐次かつ速やかに対応状況等を別添2により報告すること。

なお、本社の委員会が、談合情報・疑義事実を把握した場合も、支社の委員会の場合と同様に、入札監視統一事務局へ報告すること。

5 調査審議等

委員会は、前記2により事務局からの報告を受けた場合、談合情報・疑義事実に係る調査の要否を判断すること。また、調査を実施した場合にはその結果を踏まえ、入札手続きの取扱いや談合等不正行為を疑うに足る事実の有無について、調査審議等を行うこと。

事務局は、委員会における調査審議の内容に係る記録を作成し、審議に用いた関係資料とともに委員の確認を受けること。

6 公正取引委員会及び警察庁への通報等

【公正取引委員会への通報】

委員会は、談合情報・疑義事実について、調査を要すると判断した場合は、直ちに第一報を公正取引委員会へ別添3により通報し、以後、対応の各段階において逐次かつ速やかに対応状況等を別添3により通報すること。

調査結果を踏まえ、談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められるときは、最終報として発注機関が支社である場合は支社長、本社である場合は代表取締役社長（以下「支社長等」という。）が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札・契約適正化法」という。）第10条に基づきその事実を、別添4により公正取引委員会へ通知すること。

【公正取引委員会の通報先】

公正取引委員会の通報先は、次のとおりとされているので、管轄区域に注意すること。

発注機関	通報先（標準）	管轄区域
北海道支社	公正取引委員会 北海道事務所審査課	北海道
東北支社	公正取引委員会 東北事務所審査課	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県
関東支社 新潟支社 本社	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・山梨県・長野県

【通報後の対応】

事務局は、公正取引委員会から照会があった際、的確な対応ができるよう通報に係る内容を整理しておくこと。また、公正取引委員会から協力要請があった場合には、事務局を窓口として可能な限り協力すること。

【警察庁への通報】

委員会による公正取引委員会への通報にあわせ、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。

7 入札監視委員会への報告

入札監視統一事務局及び支社事務局は、談合情報・疑義事実とその対応等について、入札監視委員会の定例会議に報告すること。

8 報道機関等への対応

報道機関等への対応窓口は、広報担当部署とする。

報道機関等との対応については、公正取引委員会及び警察が行う調査、捜査活動の妨げにならないよう十分に留意すること。

なお、通報に係る一般的事項に関して報道機関等から求められた場合は、明らかにすること。

9 守秘義務

社員は、本マニュアルに基づき事務を処理する上で知り得た情報を、漏らしてはならない。

10 本マニュアルに扱り難い場合の対応

支社の委員会は、本マニュアルに扱り難い場合には本社調達企画課へ連絡すること。

《参考》

◎私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）（抄）

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

一 一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。

第四十五条 何人も、この法律の規定に違反する事実があると料するときは、公正取引委員会に対し、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

2 前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

3 第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事実を摘要してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

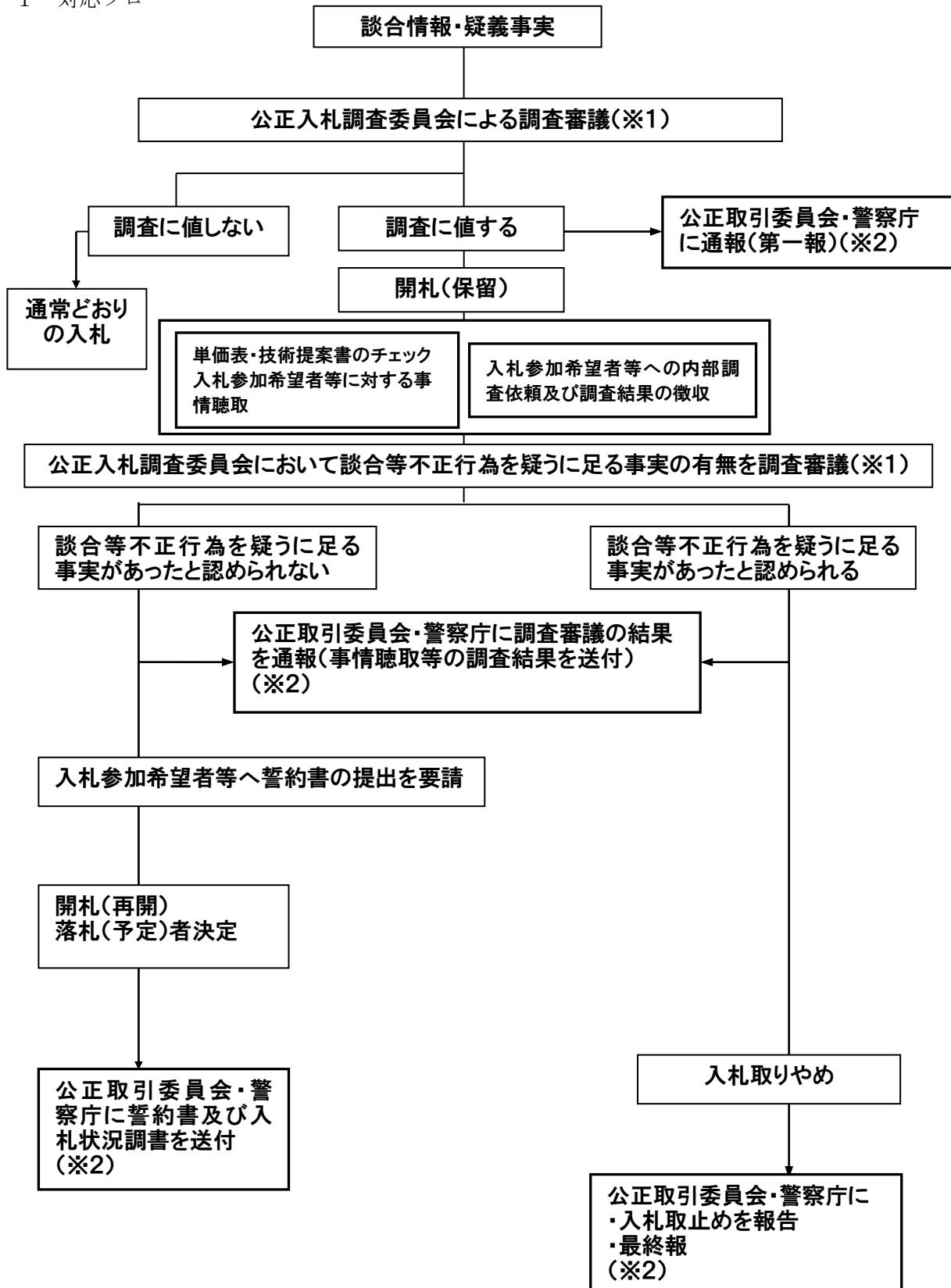
4 公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状態に該当する事実があると料するときは、職権をもって適当な措置をとることができる。

◎公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札・契約適正化法）（抄）

第10条 各省各庁の長、特殊法人等の代表者又は地方公共団体の長（各省各庁の長等）は、それぞれ国、特殊法人等又は地方公共団体（国等）が発注する公共工事の入札及び契約に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反する行為があると疑うに足りる事実があるときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知しなければならない。

第3 入札執行前に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応

1 対応フロー



※注意

- 委員会は調査審議にあたり、外部有識者から意見を聴取すること。(※1)
- 対応の各段階において、逐次かつ速やかに対応状況等を公正取引委員会及び警察庁へ通報すること。(※2)

2 対応の仕方

(1) 公正入札調査委員会による調査審議

- ① 委員会は、事務局から報告を受けた談合情報・疑義事実について、調査の要否を審議すること。また、委員会は、談合情報・疑義事実の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨を決定すること。
- ② 委員会は、審議にあたり、外部有識者から意見を聴取すること。
- ③ 委員会は、調査を要すると判断した場合には、契約責任者へ入札執行の保留を求めるとともに、調査（単価表・技術提案書のチェック、事情聴取、入札参加希望者等（競争参加資格確認申請書を提出した者、当社が指名した者及び見積方依頼した者（いずれも辞退者を含む）。以下同じ。）のコンプライアンス部門等による内部調査等）ごとにその具体的な内容についても審議すること。以後は、（2）以降のとおり対応すること。
- ④ 委員会が調査を要しないと判断した場合には、入札執行者は入札を執行すること。

(2) 公正取引委員会・警察庁への通報（第一報）

- ① 委員会は、公正取引委員会への通報を、別添3により行うこと。
- ② 調達企画課は、警察庁への通報を、別添5により行うこと。

(3) 単価表・技術提案書のチェック

- ① 委員会は、当該調達の積算内容を把握している複数の社員に、初度入札の入札額の内訳となる単価表（施設工事にあっては、「工事費内訳書」をいう。以下、工事費内訳書を含め、「単価表」という。）及び技術提案書につき、談合等不正行為の形跡がないかチェックさせること。なお、契約図書において単価表の提出を求めていない案件の場合は、入札者に当該調達案件に係る単価表の提出を求めること。
- ② 当該社員は、提出されている全ての単価表・技術提案書を入念にチェックし、その結果を文書化するとともに、当該文書をチェックの対象となった単価表・技術提案書とともに事務局へ提出すること。

(4) 入札参加希望者等に対する事情聴取

- ① 委員会は、入札参加希望者等全員に対して事情聴取を行うこと。なお、委員会が必要と認める場合には、その他の関係者に対しても事情聴取を行うことができる。
- ② 事情聴取の対象者は、原則として、契約締結の権限を有する者（代表者（代表取締役などの法人の代表権を有する役員をいう。以下同じ。）又は契約締結権限受任者）とすること。なお、必要に応じて、単価表・技術提案書の内容について、説明できる者を同席させることができる。
- ③ 事情聴取は、本社及び支社の調達においては委員会の複数の委員により行い、事務所の調達においては副所長、庶務課長・総務担当課長・施行担当部署の工事長・課長等の複数の社員により行うこと。なお、必要に応じて、委員長が指名した者を事情聴取の実施者に追加すること。

- ④ 事情聴取の項目は、個別の事案に即した実効的なものとなるよう、必要に応じて、外部有識者から意見を聴取した上で決定すること。また、積算の考え方に関する質問を必ず含め、（3）に基づく単価表・技術提案書のチェック結果を反映したものとなるよう留意すること。
- ⑤ 事情聴取の実施に際しては、事情聴取項目が事情聴取の対象者に事前に伝わることのないよう、対象者を個別に呼び出し情報管理を徹底すること。
- ⑥ 事情聴取の際は、対象者へ、談合等不正行為があった場合には競争参加資格停止措置が講じられること、さらに独占禁止法違反が確定した場合には契約約款に基づき違約金が請求されることを説明すること。
- ⑦ 事情聴取の実施者は、事情聴取結果を別添6により作成し、事務局へ提出すること。

（5）入札参加希望者等への内部調査依頼及び調査結果の徴収

- ① 委員会は、入札参加希望者等のコンプライアンス部門等に対し、別添7により内部調査を依頼すること。
- ② 委員会は、内部調査の結果については、期限を設け、入札参加希望者等全員から書面により徴収すること。
- ③ 委員会は、内部調査の結果を踏まえ、必要に応じて、事情聴取を行うことができる。

（6）談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議

- ① 委員会は、単価表・技術提案書のチェック結果、事情聴取結果、入札参加希望者等全員から徴取した内部調査結果等に基づき、談合等不正行為を疑うに足る事実の有無を調査審議すること。
- ② 委員会は、調査審議にあたり、外部有識者から意見を聴取すること。

（7）談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応（その疑義を払拭できない場合を含む。）

- ① 委員会は、速やかに、調査審議結果を公正取引委員会へ、事情聴取等の調査結果とともに別添3により通報すること。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。
- ② 委員会は、調査審議結果を契約責任者へ報告し、契約責任者は、入札の執行を取止めること。
- ③ 委員会は、調査審議結果及び入札執行を取止めたことを支社長等へ報告すること。
- ④ 支社長等は、入札執行を取止めたことを含め、入札・契約適正化法第10条に基づき、別添4により、公正取引委員会へ通知すること（最終報）。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること（最終報）。

（8）談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応

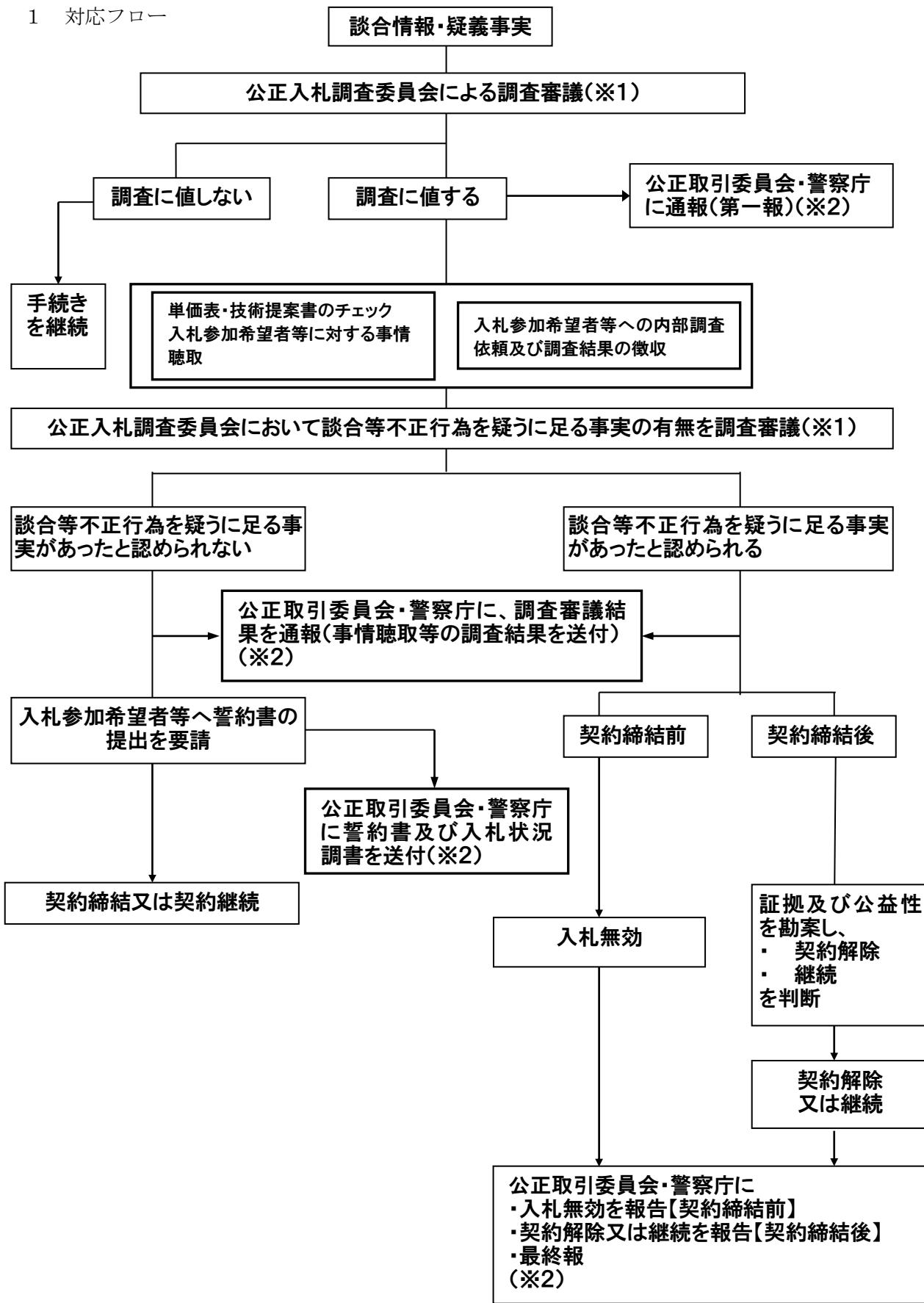
- ① 委員会は、速やかに、調査審議結果を公正取引委員会へ、事情聴取等の調査結果とともに別添3により通報すること。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。
- ② 委員会は、入札参加希望者等全員から誓約書の提出を求めるここと。誓約書について

は別添8を参考に、原則、代表者が署名（自筆）・押印した上、入札参加希望者等全員が自主的に提出するよう求めること。また、別添8に記載される「（参考）談合等不正行為に対する東日本高速道路株式会社が行う処分等」の内容を説明すること。なお、誓約書が提出されない場合や入札参加希望者等から提出された誓約書に何らか疑義等がある場合は、その対応について、外部有識者から意見を聴取し、適宜決定すること。

- ③ 委員会は、開札を再開できる状況となった旨を契約責任者へ報告し、契約責任者は、開札を再開すること。
- ④ 委員会は、落札（予定）者決定後に、誓約書及び入札状況調書を公正取引委員会へ別添3により送付すること（最終報）。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること（最終報）。

第4 入札執行後に談合情報・疑義事実を把握した場合の対応

1 対応フロー



※注意

- 1 委員会は調査審議にあたり、外部有識者から意見を聴取すること。(※1)
- 2 対応の各段階において、逐次かつ速やかに対応状況等を公正取引委員会及び警察庁へ通報すること。(※2)

2 対応の仕方

(1) 公正入札調査委員会による調査審議

- ① 委員会は、事務局から報告を受けた談合情報・疑義事実について、調査の要否を審議すること。また、委員会は、談合情報・疑義事実の信憑性等を確認するために情報提供者への接触が必要と認めるときは、当該情報提供者が反社会的勢力であるなど特段の支障が見込まれる場合を除き、その旨を決定すること。
- ② 委員会は、審議にあたり、外部有識者から意見を聴取すること。
- ③ 委員会は、調査を要すると判断した場合には、調査（単価表・技術提案書のチェック、事情聴取、入札参加希望者等のコンプライアンス部門等による内部調査等）ごとにその具体的な内容についても審議すること。以後は、（2）以降のとおり対応すること。
- ④ 委員会が調査を要しないと判断した場合には、契約責任者は、入札執行後の手続きを継続すること。

(2) 公正取引委員会・警察庁への通報（第一報）

- ① 委員会は、公正取引委員会への通報を、別添3により行うこと。
- ② 調達企画課は、警察庁への通報を、別添5により行うこと。

(3) 単価表・技術提案書のチェック

(4) 入札参加希望者等全員に対する事情聴取

(5) 入札参加希望者等全員への内部調査依頼及び調査結果の徴収

入札参加希望者等全員に対し、前記第3 2 (3)～(5)に準じて行うこと。

(6) 談合等不正行為を疑うに足る事実の有無の調査審議

- ① 委員会は、単価表・技術提案書のチェック結果、事情聴取結果、入札参加希望者等全員から徴取した内部調査結果等に基づき、談合等不正行為を疑うに足る事実の有無を調査審議すること。
- ② 委員会は、調査審議にあたり、外部有識者から意見を聴取すること。

(7) 談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められる場合の対応（その疑義を払拭できない場合を含む。）

【契約締結前のとき】

- ① 委員会は、速やかに、調査審議結果を公正取引委員会へ、事情聴取等の調査結果とともに別添3により通報すること。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。
- ② 委員会は、調査審議結果を契約責任者へ報告し、契約責任者は、入札を無効とし、落札（予定）者決定を取り消すこと。
- ③ 委員会は、調査審議結果及び入札を無効としたことを支社長等へ報告すること。
- ④ 支社長等は、入札を無効としたことを含め、入札・契約適正化法第10条に基づき、別添4により、公正取引委員会へ通知すること（最終報）。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。

【契約締結後のとき】

- ① 委員会は、速やかに、調査審議結果を公正取引委員会へ、事情聴取等の調査結果とともに別添3により通報すること。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。
- ② 委員会は、調査審議結果を契約責任者へ報告すること。
- ③ 契約責任者は、契約解除要件を満たす証拠を得ている場合には、着工工事の進捗状況等を考慮して、契約解除の可否を判断し、契約解除要件を満たす証拠を得ていない場合には、原則として契約を継続すること。
- ④ 委員会は、調査審議結果及び契約を解除（または継続）したことを支社長等へ報告すること。
- ⑤ 支社長等は、契約を解除（または継続）したことを含め、入札・契約適正化法第10条に基づき、別添4により、公正取引委員会へ通知すること（最終報）。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること（最終報）。

（8）談合等不正行為を疑うに足る事実があったと認められない場合の対応

- ① 委員会は、速やかに、調査審議結果を公正取引委員会へ、事情聴取等の調査結果とともに別添3により通報すること。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること。
- ② 委員会は、入札参加希望者等全員から誓約書の提出を求める。誓約書については別添8を参考に、原則、代表者が署名（自筆）・押印した上、入札参加希望者等全員が自主的に提出するよう求めること。また、別添8に記載される「（参考）談合等不正行為に対する東日本高速道路株式会社が行う処分等」の内容を説明すること。なお、誓約書が提出されない場合や入札参加希望者等から提出された誓約書に何らか疑義等がある場合は、その対応について、外部有識者から意見を聴取し、適宜決定すること。
- ③ 委員会は、入札執行後の手続きを継続できる状況となった旨を契約責任者へ報告し、契約責任者は、入札執行後の手続きを継続すること。
- ④ 委員会は、誓約書及び入札状況調書を公正取引委員会へ別添3により送付すること（最終報）。あわせて、調達企画課は、警察庁へ別添5により通報すること（最終報）。